

## 【掲載官報】

平成 22 年 9 月 8 日 本紙第 5395 号

## 【法令名】

○商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 9 月 8 日 政令第 196 号

## 【管轄省庁】

経済産業省

## 【施行期日】

平成 23 年 1 月 1 日

○商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 22 年 9 月 8 日 政令第 195 号）

## 【制定の根拠規定】

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 74 号）

## 【法令のあらまし】

### \* 趣旨・目的

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、商品先物取引業から除かれるものを定める等関係政令の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。

### \* 要旨

#### 1 商品先物取引業の適用除外について

商品先物取引業としての適用が除外される行為として、国及び地方公共団体等が行う行為に加え、親会社がグループ全体のリスク管理を行う観点から、子会社のために行う行為等を規定する。

（第 2 条関係）

#### 2 株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者で商品先物取引業者になり得る者

株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者であつて商品先物取引業者になり得る者として、信用金庫及び信用金庫連合会等を規定する。

(第 23 条関係)

### 3 外務員の登録手数料の額

外務員の登録手数料の額を 1,000 円とする。

(第 26 条関係)

### 4 純資産額比率規制の適用が免除される者について

純資産額比率規制（財務規制）の適用が免除される者として、他の法令において厳格な財務規制に服している銀行及び株式会社商工組合中央金庫等を規定する。

(第 28 条関係)

### 5 不招請勧誘が禁止される商品取引契約について

不招請勧誘が禁止される商品取引契約として、個人を相手方とする国内取引所取引及び外国取引所取引に係る商品取引契約であつて、当該契約に基づく取引について、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性のあるもの並びに個人を相手方とするすべての店頭取引に係る商品取引契約を規定する。

(第 30 条関係)

### 4 その他

(1) 商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者として、当該商品先物取引仲介業者の親族等を規定する。

(第 37 条関係)

(2) 法第 269 条第 1 項に規定する一般委託者から除かれる者として、国及び日本銀行等を規定する。

(第 41 条関係)

(3) 商品先物取引仲介業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する主務大臣の権限の一部を地方農政局長又は経済産業局長に委任する。

(第 57 条関係)

.....